

令和3年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 6 月 16 日 (水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | |
| 1 番 | 井上 建夫 | 3 番 | 村上 浩一 |
| | | 4 番 | 縄田 善博 |
| 5 番 | 倉増 知 | 6 番 | 安部 好恵 |
| | | 7 番 | 俵 薫 |
| 9 番 | 石田 健治郎 | 10 番 | 萬代 泰生 |
| 11 番 | 伊藤 美和子 | 11 番 | 伊藤 美和子 |
| 12 番 | 前田 耕次 | 13 番 | 伊藤 新司 |
| | | 14 番 | 中野 修 |
| 15 番 | 馬屋原 眞一 | 16 番 | 岸 英法 |
| | | 17 番 | 武藤 康志 |
| 18 番 | 安富 法明 | 19 番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 南野 哲廣 | 嶋田 義文 | 大橋 つや子 |
| 三戸 勲 | 安永 彰 | 岩山 澄男 |
| 山縣 正明 | 赤間 茂則 | 松田 康浩 |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|----------|----------|
| 2 番 井町 哲 | 8 番 中嶋 誠 |
|----------|----------|
- 6 欠席推進委員
- | | |
|-------|-------|
| 大石 洋典 | 佐藤 和美 |
|-------|-------|
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展
- | | |
|----------|----------|
| 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 3 年第 6 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 19 名中 17 名、よって定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。なお本日欠席の委員、2 番井町委員、8 番中嶋委員でございます。それでは美祿市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長のほうより指名させていただきますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名いたします。1 番 井上委員、5 番 倉増委員、よろしく願いいたします。皆さんのほうは、農作業もひと段落田植えのほうも一段落したのではないかとゆうふうに思います。多い方は、まだ残っておられる方もいらっしゃるんじゃないかとゆうふうに思います。私的には地球がひっくりかえるんじゃないかっていうぐらい早くて明日、明後日には最後の田植えが出来るんじゃないかとゆうふうに思います。今まで早くても 7 月の頭っていうのが恒例でございましたが今年はえらく順調に進みまして早く終わりそうです。それでまた今日第 1 回目のコロナのワクチンを受けてきまして、ちょっと打った 2 時間ぐらいはちょっと頭が痛かったり、腕が痛かったりがありましたけど、今はコーヒーを飲んだせいかもしれませんけども調子よく、皆さんももしまだであれば受けられたほうが、私的にはいいんじゃないかとゆうふうに思っております。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の前に先月の総会の現況証明で、●●●●さんが申請人になられた許可書があって、●●●●さんが農地を所有できるのかという件についてなんですけど、平成 7 年 10 月に、●●●から●●●●さんへの資材置場での転用進入への転用が出でいまして、うちが許可を出して登記名義人の変更はされていましたが、地目変更がされてなかった為、前回現況証明で出ました。以上です。</p>
議長	<p>今後許可申請が出ているのか出ていないかというのを、現況のときにはもう一度チェックをするように、事務局のほうにそのような話がありましたので指導で口頭で伝えておきました。大変ご迷惑をお掛け致しました。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。高齢になり耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について譲受人は</p>

<p>議長</p>	<p>新規の農地取得ですが、農機具の保有状況より、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。農地中間機構の農地売買事業を実施して申請地を買い受ける物です。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>岸委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査された委員の報告をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査を致しました。当日はですね私と馬屋原委員、会長はちょっと所用がありまして途中からではございますが会長、事務局2名という事で実施いたしました。1番目は新規参入ですので現地を見ておりません。よろしく申し上げます。2番目●●でございますが、資料は2ページ場所はですね●●●●号線と●●●●号線の●●の交差点から●●●を渡って●●の●●方面に行った近くで現地調査をしております。これについてはですね●●農事組合法人周辺すべてですねきっちり田植えされ現行特に問題ないというぐあいに考えます。続きまして3番目でございます。資料№.6番の所の●●の現地で見ております。場所的にはですね●●●●号線●●の交差点から北へ●●の信号から2つ目の信号をぬけた近辺、ゴミ捨てと県道を挟んだ向かい川の所を見ております。きっちりですね田んぼも含めてきっちり耕作されておりますので特に問題ないしっかりやられているこのように思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと3番につきましてちょっと補足しときます。3番の耕地面積235,000㎡となっておりますけれども実際には1haぐらいですから10,000㎡ぐらいでございます。ていうのが1年くらい前にご本人新規就農で農地を取得されて3件ほど取得されております。その時たしか1ha行くか行かないかの面積だったと思います。お父さんの経営面積梨畑からあらとあらゆる面積がこの中に入ってきていますので面積が大きいんですけどその辺についてはちょっと補足させていただいております。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>

安永推進委員	地元推進委員の安永です。●●さんは10年くらい小作されてなくてそのままのちょうしになっておったんですが、今●●におられてですねやめております。どういう経緯で●●さんに譲渡されたというくわしい状況はわかりません。
議長	2番、3番。
松田推進委員	推進委員の松田です。先程岸委員さんが補足された通りでございます、問題ありませんご審議をよろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。 （「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成よって、議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請者は●●●に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から北へ1.2kmの位置にある、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。現在●●●のアパートに居住しており、子供の成長に伴い生活の安定を図る為、実家に隣接する申請地を借り受け自己用住宅1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請者は●●●に居住する公務員です。申請地は、●●●●●から北東へ2.9kmの位置にある、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。現在●●●アパートに居住しており、子供の成長により手狭となった為、実家に隣接する申請地を取得し自己用住宅1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 3件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から南東へ1.1kmの位置のある、圃場整備されている第

	<p>1種農地です。認定農業者であり、既存の倉庫では手狭なため、申請地を取得し農業用倉庫1棟の建設をするものです。第1種農地の転用ですが農業用の施設の用に供する場合であり、農地法施行令第4条第1項第2号に該当し許可の対象となるものです。また、昭和51年頃より、農地法の許可を得ることなく譲渡人の父親が農業用倉庫を建築されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされた委員の報告をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>それでは現地調査の報告をいたします。今日美祢市の関係は私馬屋原が秋芳・美東におきましては岸委員が説明するという事で、立ったり、座ったりしますが申し訳ありません。それでは、1番ですね●●●の●●●さんの関係でございますが●●●●号線で●●●方面に行つてですね●●●と言われてますけども、その資料4番を見たら現地が分かると思ひますが、そこにあたります。これにつきましては今現状入り口にお父さんがですね倉庫を建っているわけですが、倉庫の屋根を一部はずしてそれを奥にですね今の現状の農地あるわけでございます、そこに住宅を建てるという事で現地をみましたが回りの、水路等全部自分の関係でもありますのでそこを潰してもですね全然問題ないようにちゃんと水路は確保してありますので周辺の農地には影響はないとゆうふうに思つております。それと2番でございますけども、これは●●●●●のですね●●●●●というのがあるんですけども、そのちょっと斜め前にある土地でございます、これにつきましてはおじいさんの土地の一部を転用という事で個人住宅を建てるわけですが、これにつきましてはですね、水路はしっかりしてありますし、そこにまた雨水等流し込むなるふうになると思ひますがなんら周辺に影響をあたえるデータが無いという事で問題が無いとゆうふうにみております。</p>
岸委員	<p>3番目でございます、先程言いました様に現地では●●の所を見ております、特にですね、すでに農業倉庫、進入路出来ておりますので、現在も農業に支障はないということでございますので問題ないというぐあいで思つております。後は事務局の説明の通りでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員さんよりの追加説明等ございましたらお願ひいたします。</p>
萬代委員	<p>あの地元委員は大石さんなんですが、今日はワクチン接種の為によう来ないから私が代わりまして説明しておいてほしいということでございまして、今、馬屋原委員さんが説明をされました通り●●さんのお孫さんが帰つて来るために家の近くに住宅を建てた</p>

	<p>2件目。申請地は●●●●●、申請地は●●●●●から南東に770mの位置にある農用地区域内農地です。自己用住宅を建設する為の農振除外です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>それでは、1番につきまして説明を申し上げます。1番につきましては以前にもすでに出ておりました隣の土地でございます、たまたま●●の関係で行ったんですけれども資料7を見てもらってわかるように三角地のようにちょっと残った土地であれをついでに埋めたらいいのになあと私は思ってたんですけども、その後そうゆう形になったんでしょうそういうことでこの度除外申請が出ております。説明しますと、現状はですね道も水路もそのまま残すという事でございますのでなんら影響を与えるものでもないし前回の一体利用地として使う訳でございますので、土地を生きるということで、さほど問題はないとゆうふうに思っております。以上です。</p>
岸委員	<p>3番目でございます。資料No.9番を見て頂ければと思います。場所は●●の交差点から北の方へ向かって●●を通過してですね、●●●●号線から●●●●を渡って最初の交差点を左に曲がって行くと申請人は、すぐ側にですね実家があって周辺はですね宅地、雑種地となって、農業関係に特にここで農業をするということでもないような感じでございます。特に一般住宅を作ってもですね問題ない、このように思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
萬代委員	<p>萬代でございますが、前回、●●●●の前の田んぼについで転用が出ております。それに附随してさらにその周辺を広げようという計画のようでございますのでなんら問題ありません。それからその周辺で●●●●さん以外の人にはなにも耕作しておられません問題はないと思います。以上です。</p>
南野推進委員	<p>推進委員の南野です。岸委員の説明された通りでございますよろしく審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして、原案に対し当番員の報告による協</p>

委員	議結果を受けるとして決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。
議長	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は協議結果を附して市長のほうに送付致します。それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 畑造成をするにあたり、造成用の土不足の為、令和4年1月16日末まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は40%とのことです。この件につきまして、●●さんには事業計画変更適用の申請をされる前には、期限が切れる1ヶ月前までには申請をしてくださいという事で指導をしました。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんいらっしゃいませんか。萬代委員さんどうでしょうか。
萬代委員	この案件については、以前ちょっと話をした事もありますが、造成がなかなかまだ土がなかなか集まらないという事で埋め立て工事そのものは進んでおられるようでございますが、もうちょっと時間がかかるようでございます。なんら問題ないと思います。延長してなんとかここをクリアにするとゆう事でございますのでよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定を致します。それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。事務局より議案の朗読

	並びに説明をお願いします。
事務局	今回、全体で3筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、4,009㎡、貸し手が3名、受け手が3名でございます。内訳は4ページでございます、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より何か補足説明ありましたらお願いいたします。1番●●、いらっしゃいますか。
岩山推進委員	ここは現地の調査には行っていませんが、本人からの聞き取りから手続き等は行っています。後継者が見つかったとゆうことで本人は喜んでいると思います。以上です。
議長	はい、2番。
中野委員	明確にはわからん。
議長	地元委員わかりませんか、私のほうから●●というのは●●の●●●●から見ましたら県道よりの方側の川の向こう側になります。今までも●●さんが耕作をしておられる田んぼの続きになると思います。別に耕作をされてる続きですので問題はないと思います。それとこれ関係のない事なんですけど●●さんの面積が2953で今回783になっていますけど、あとの2100㎡余りこれ私が借りている土地、たぶん今年度で契約切れると思いますんで、これもたぶん●●さんのほうに行くんじゃないかとゆうふうに思っております。委員の皆さんへ何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 議事順位第6 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について事務局より報告事項朗読並びに説明をお

事務局	<p>願います。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。所在地は●●●●●●、申請地は●●●●●●から北東に1,5kmの位置にある農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>2件目。所在地は●●●●●●、申請地は●●●●●●から南東に1.2kmの位置にある農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>3件目。所在地は●●●●●●、申請地は●●●●●●から北東に100mの位置にある農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>番号1番の●●の関係でございますけど、●●の●●●●●●から別のほうに向かって行く道でございますけども、そこに●●●●●●の関係の病院がございますけどその隣の土地がありまして現地はですねこの工事には関係ありませんけども、違反転用といいますが転用をされている道が出来てまして、本当はその関係はですね指導しなくちゃいけないんでなかるうかとゆうふうに思いますが転用関係はですね携帯基地局につきましてはですね皆さん問題ないふうに思います。</p>
岸委員	<p>次に資料番号12でございます。場所は●●という所でございますが、●●●●●●号線から●●号線に変わる●●交差点から●●●●●●の●●入り口に向って右側そこに●●●●●●があるんですが●●●●●●のひとつ行った隣の土地でございます。ここはですね●●●●●●ここに出ています●●●●●●、320㎡についてはですね、すでに農振除外が●●●●●●に出されており現在はですね無断転用のような状況になって、先程と一緒にここに基地を作るその事については特に問題ないので、無断転用についてはですね後日始末書を提出するように所有者のほうに申出をしております。引き続きまして3番目、先程事務局から言いました●●●●●●の近く●●●●●●の信号から●●●●●●の方に入った所の周辺でございます。特に問題はないんですが、工事現場と道路の間に下水道があるんですが、これについては鉄板を設置して進入して工事をするとうことで完了後その鉄板を除けるとゆうことでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対して委員の皆さんへ何か意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅう</p>

事務局	<p>ございますか。「はい」の声) はい、報告第1号につきまして特に発言等ございませんでしたので以上で終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第7号 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。賃借人が施設に入所された為、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次の耕作者が決まっておるという事でございますので、地元委員から特に意見は取りません。委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) はい、それでは特に発言ございませんので報告第2号を終了いたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第8号 報告第3号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が1筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。筆界未定地ではありますが、申請地以外の7筆は同一所有者であり、地目変更登記後はその方が購入される予定です。</p> <p>3件目。申請が1筆。50年前に耕作放棄後、現在は竹等が繁茂している状況でございます。</p> <p>4件目。申請が1筆。昭和52年頃に杉を植林し現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>5件目。申請が1筆。平成10年頃に耕作放棄後、現在は原野となっている状況でございます。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>それでは、番号1番でございます。●●さんの関係ですが場所は●●の工業団地と申しますか、●●●●がございましてでもそれをちょっと先にですね資料No.14にありますように申請地があります、写真のようにですねすでに山林になっておましてこの214㎡は田んぼにならないという状況でございましたのでやむをえないという事で判断をいたしました。No.2ですが、これにつきましては●●さんの案件ですけれども、102㎡の田の地目の関係が1件残っているとゆう事でこの度現地を見に行きまして、</p>

事務局	<p>か。「はい」の声) はい、それでは、特に発言等ないようでございますので、以上で報告第 3 号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第 9 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>8 件朗読。農事組合法人 ●●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●●●、農事組合法人 ●●、有限会社 ●●●●●、農事組合法人 ●●●●●、農事組合法人 ●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことを、ご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の報告第 4 号につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言等ないようでございますので、以上で報告第 4 号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第 10 報告第 5 号 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画の決定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員さんの方には事前に配布しております。令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご覧ください。推進委員さんの方には今日配布しております資料をご用意していただきたいと思います。それで農業委員さんの方だけには差し替えがございまして令和 3 年度の活動計画でございます。農業委員さんの方には、令和 3 年度の活動計画を配布しておりますのでこれを差し替えて下さい。それからですね、令和 3 年度の活動計画の 1 ページ目なんです、事前に配布した時には、まだ農林業センサス 2020 の速報値で集計されまだ確定値が出ておりませんでしたのでそこだけ修正しております。それから、この月曜日に確定値が送られてきましたので差し替えております。それと 1 ページの農業委員会の状況がありますが、その下に農家・農地等の概要を見ていただけたらと思いますが、総農家数、自給的農家数、販売農家数があると思います。それで、販売農家数のさらにその下に主業農家数、準主業農家数・副業的農家数がありますが、主業農家数 99、準主業農家数 148、副業的農家数 923 これを集計したら本来なら 1,170 になるはずなんです、1,159 でセンサスの数字を使って下さいと県の方からありましたのでこのままの数字でいきたいと思います。農業委員会の活動は分かりにくいという事で農業委員会活動の見える化として平成 21 年に農業委員会の適正な事務実施について発令されました。その中で活動計画及び点検を行うようになりましてその 21 年から活動計画及び点検をしております。また平成 28 から農業委員会法が改正されてまして、農地等の利用最適化の推進状況について公表するようになり、同年 3 月に農業委員会の事務実施の公表について発出</p>

	<p>され毎年6月末までに定められた様式、別紙様式1、2の様式にはなりますが、ホームページ等により公表するようになった訳でございます。前回の農業振興部会で令和2年度の活動にいたしましては点検評価、令和3年度の方は活動の案といたしまして活動計画を策定しました。この月は議案が多く説明が沢山あるとゆう事でございますので委員さんの方に事前に配布いたしましたので、よろしくお願いいたします。以上です。決定後ですが、案とゆうのはここに書いてありますがこの案を消していただきますようお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>只今、報告がありましたけれど、岸部会長何か補足がありましたらお願いいたします。</p>
岸委員	<p>特に大きな変更もなくいいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見、訂正、こうしたらどうだろうかという所がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) はい、ありがとうございます。特に発言等ないようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。部会の方におきましては、長期間にわたる審議ありがとうございました。案を消していただいてこれを正式な文章とさせていただきます。</p> <p>それでは、続きましてその他のほうに移りたいと思います。農業相談日でございますが今月もなかったようでございます。よって報告はございません。</p>
岸委員	<p>ちょっと気になったのは、先程議案第4号農地転用事業計画変更申請、先程萬代委員が言われましたように、そんなに土が集まっていじゃないかという事で本当に1年間で土が集まるのか、事務局は状況を聞いて指導するのもいいのではないかと</p>
議長	<p>畑地造成の転用は、かさ上げ造成を含めいろんな所で、計画どおりに土が集まらないというのは公共事業におきまして、最近は残土を指定場所に全部搬入することになっておりまして、個人の工事等残土が出にくい状況にあるのは事実でございます。●●さんのほうにつきましては、●●●●が造成をしているようでございます。大型トラックで持ってくる時にはかなりの台数で持ってきておるようでございます。今後、今岸委員が言われたようにどのような形にするかというのは、申請が出された時点で、たとえばこの建設業者がいつぐらいまでに、やりますよとゆうふうな形での建設業者としての間に誓約書なり契約書入れてもらうようにすることは、今後事務局含めて考えてゆきたいゆうふうに思っております。それと、もう一つ言える事はですね、県内の各農業委員会がどのように考えているか、今度の農業会議の席で農業委員会の会長さんにもお尋ねして、その辺を参考にしながら検討して</p>

	<p>いい方向に向くように考えていくふうに思っております。また、どのような意見があったというにつきましては皆さんのほうにお話をし報告をいたします。よろしゅうございますか。</p>
事務局	<p>はい、先程の件、今の件なんですが期限延長についてでございます。旧美祢地域は文書化はされていませんが、転用とかあれば2年をひとつの区切りにしております、そして今の畑地造成、そして水田造成は1年でしています。昔からの慣例でやっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。岸委員よろしゅうございますか。</p>
岸委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他になにかありましたらお願いいたします。ないようでしたら事務局のほうより今後の日程その他について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今後の日程についてですが、本日配布しております令和3年7月の日程についてをご覧ください。次回総会は7月15日、木曜日、午後2時から、美祢市民会館2階、大会議室でおこないます。農業相談日は、7月13日、火曜日、時間は9時から11時30分までを予定としています。当番は、美祢地区、中嶋委員、美東地区、井上委員、秋芳地区、俵委員よろしくをお願いいたします。次に、現地調査は実施日は、7月7日、水曜日、時間は、9時から16時までとしております。当番は、中野委員、伊藤委員集合場所は、農業委員会事務局に8時50分集合でよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。他にありませんか。ありませんようでしたらこれで終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後 15 時 10 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 3 年 6 月 16 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

